

事業報告書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

第77期

第77期貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

■ 資産の部

単位:百万円

科目	金額
(資産の部)	
現金	14,778
預け金	218,379
買入金銭債権	641
有価証券	381,051
国債	27,225
地方債	63,505
社債	140,931
株式	458
その他の証券	148,931
貸出金	444,940
割引手形	1,723
手形貸付	22,351
証書貸付	401,661
当座貸越	19,204
その他資産	5,608
未決済為替貸	176
信金中金出資金	3,944
前払費用	30
未収収益	1,278
その他の資産	177
有形固定資産	9,037
建物	2,131
土地	5,792
建設仮勘定	564
その他の有形固定資産	549
無形固定資産	277
ソフトウェア	110
その他の無形固定資産	167
前払年金費用	1,620
繰延税金資産	645
債務保証見返	416
貸倒引当金	△4,577
(うち個別貸倒引当金)	(△3,202)
資産の部合計	1,072,820

■ 負債及び純資産の部

単位:百万円

科目	金額
(負債の部)	
預金積金	1,034,104
当座預金	14,078
普通預金	554,116
貯蓄預金	10,739
通知預金	850
定期預金	425,564
定期積金	22,422
その他の預金	6,332
借入金	1,500
借入金	1,500
その他負債	825
未決済為替借	273
未払費用	100
給付補填備金	3
未払法人税等	64
前受収益	131
払戻未済金	36
資産除去債務	76
その他の負債	137
賞与引当金	233
退職給付引当金	1,344
役員退職慰労引当金	104
睡眠預金払戻損失引当金	16
偶発損失引当金	63
再評価に係る繰延税金負債	247
債務保証	416
負債の部合計	1,038,856
(純資産の部)	
出資金	10,900
普通出資金	4,900
優先出資金	6,000
資本剰余金	1,500
資本準備金	1,500
利益剰余金	21,152
利益準備金	2,382
その他利益剰余金	18,769
特別積立金	12,500
当期末処分剰余金	6,269
処分未済持分	△120
会員勘定合計	33,432
その他有価証券評価差額金	144
土地再評価差額金	386
評価・換算差額等合計	531
純資産の部合計	33,963
負債及び純資産の部合計	1,072,820

第77期損益計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

科目	金額(千円)
経常収益	11,350,634
資金運用収益	9,671,592
貸出金利息	5,826,663
預け金利息	411,412
有価証券利息配当金	3,333,816
その他の受入利息	99,700
役務取引等収益	1,168,442
受入為替手数料	461,091
その他の役務収益	707,350
その他業務収益	47,883
国債等債券売却益	44,803
その他の業務収益	3,079
その他経常収益	462,716
償却債権取立益	321,533
株式等売却益	21,777
その他の経常収益	119,406
経常費用	9,371,782
資金調達費用	64,138
預金利息	20,161
給付補填備金繰入額	1,208
金利スワップ支払利息	42,769
役務取引等費用	689,585
支払為替手数料	143,957
その他の役務費用	545,628
その他業務費用	229,471
国債等債券売却損	1,402
国債等債券償還損	227,085
その他の業務費用	983
経費	7,033,539
人件費	4,357,819
物件費	2,469,812
税金	205,907
その他経常費用	1,355,046
貸倒引当金繰入額	802,783
貸出金償却	447,340
株式等売却損	40,356
その他の経常費用	64,565
経常利益	1,978,852
特別利益	7,706
固定資産処分益	7,706
特別損失	88,932
固定資産処分損	88,932
税引前当期純利益	1,897,625
法人税、住民税及び事業税	78,903
法人税等調整額	293,997
法人税等合計	372,900
当期純利益	1,524,724
繰越金(当期首残高)	4,745,165
土地再評価差額金取崩額	△143
当期末処分剰余金	6,269,746

第77期剰余金処分計算書

令和3年4月1日から令和4年4月31日まで

科目	金額(円)
当期末処分剰余金	6,269,746,824
剰余金処分額	354,979,483
利益準備金	160,000,000
普通出資に対する配当金(年2%)	95,979,483
優先出資に対する配当金 (平成19年3月発行) (年0.8%)※1	72,000,000
優先出資に対する配当金 (平成22年4月発行) (年0.9%)※2	27,000,000
繰越金(当期末残高)	5,914,767,341

※1 発行価額90億円
※2 発行価額30億円

以上のとおりご報告申し上げます。

令和4年6月

しののめ信用金庫

理事長 横山 慶一
専務理事 木村 恵治
常務理事 長谷川 登
常勤理事 宮下 貴志
常勤理事 廣澤 英樹
常勤理事 山田 恵弘
常勤理事 高坂 豊
常勤理事 神宮 勝巳
理事 曾我 孝之
理事 三原 豊章

監査報告書

独立監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月24日

しのめ信用金庫
理事会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正貴
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野瀬 直人
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、しのめ信用金庫の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第77期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通過し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、しのめ信用金庫の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第77期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書 謄本

監査報告書

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第77期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め検証いたしました。
- 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月26日

しのめ信用金庫 常勤監事 黒澤 朋之 ㊞
監事 大西 勉 ㊞
監事 塚田 宏 ㊞

(注) 監事 塚田 宏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。



夢を語ろう、手をつなごう。

しののめ信用金庫

【本店営業部】群馬県富岡市富岡1123 TEL.0274-62-3111

【本部】群馬県高崎市上中居町58 TEL.027-330-1175